

庄内広域水道企業団訓令第3号

庄内広域水道企業団公文規程を次のように定める。

令和8年3月16日

庄内広域水道企業団
企業長 佐藤 聡

庄内広域水道企業団公文規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるものを除くほか、庄内広域水道企業団（以下「企業団」という。）の公文の例式に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文の例式)

第2条 企業団の公文の例式は、鶴岡市公文規程（平成17年鶴岡市訓令第9号）に規定する鶴岡市の公文の例式の例による。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。